

令和7年第1回大町町議会（定例会）会議録（第3号）						
招集年月日	令和6年3月10日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時及び宣言	開議	令和7年3月13日	午前9時30分	議長	諸石重信	
	散会	令和7年3月13日	午前11時56分	議長	諸石重信	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	諸石重信	○	5	山下淳也	○
	2	三根和之	○	6	早田康成	○
	3	北沢聡	○	7	三谷英史	○
	4	江口正勝	○	8	藤瀬都子	○
会議録署名議員	8番	藤瀬都子	2番	三根和之		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	坂井清英	書記	高田匡樹		
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	水川一哉	副町長	川原恵		
	会計管理者	井上精一	教育長	尾崎達也		
	総務課長	井原正博	総務課参事	亀川修		
	企画政策課長	藤瀬善徳	町民課長	宮崎貴浩		
	町民課参事	副島徳二郎	子育て・健康課長	前山正生		
	福祉課長	釘本あゆみ	農林建設課長	吉村秀彦		
	教育委員会事務局長	井手勝也				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和7年3月13日

日程第1 一般質問

1. 国の地方創生事業について (三根和之議員)
2. 町制90周年事業について (三根和之議員)
3. 令和6年度ふるさと応援寄附金の減収に鑑み、現状分析及び今後の対応並びに事業の進め方について (早田康成議員)
4. ふるさと納税寄付金の大幅減収について (江口正勝議員)
5. 公益通報窓口の設置についての大町の考えと認識は？ (江口正勝議員)
6. 燃えないゴミなどの不法投棄の現状と対応策について (江口正勝議員)

午前9時30分 開議

○議長（諸石重信君）

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、令和7年第1回大町町議会定例会3日目は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

日程第1 一般質問

○議長（諸石重信君）

日程第1. 昨日に引き続き、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告書により順次質問を許可いたします。2番三根議員。

○2番（三根和之君）

皆さんおはようございます。2番三根和之です。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

本議会では2つの質問をさせていただきます。1つ目は、国の地方創生事業について、2つ目は、町制90周年事業について、この2つの取組について今回質問をさせていただきます。

首相は年頭の記者会見で、令和の日本列島改造を打ち出し、地方創生2.0を強力に押し進めると表明されました。令和7年度の国の予算として、自治体向けに自由度の高い交付金を昨年度の1,000億円から2,000億円に倍増して編成されております。

そこで、本町ではどのように取組をされるか、お答えをお願いしたいと思っております。

また、この資料として、令和7年1月に内閣官房の新しい地方経済・生活環境創生本部事務局より地方創生2.0に向けた取組について。

4項目について御質問をさせていただきたいと思っております。

1つ目は、国の交付金と交付額はどのようになるのか。

2つ目は、交付対象事業としてはどんなものが対象になるのか。

3つ目は、国は市町村支援として、支援を望む団体には国の若手職員を派遣して、自治体が抱える課題を踏まえ、助言と国の支援制度や各地の好事例、有識者の紹介などを想定した制度となっているとあります。その中で、この事業に対して当町は希望されるのか。

4つ目は、この事業を希望されるのであれば、担当課と職員の配置はどのように対応されるかを質問していきたいと思っております。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

三根議員の御質問にお答えいたします。

地方創生2.0は、国が2014年に掲げた地方創生の基本方針を発展させたもので、より持続可能で効果的な地域活性化を目指すものとなっております。

国の令和7年度の当初予算で、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、新しい地方経済・生活環境創生交付金を2,000億円規模で創設することなどの概要の発表があることは承知しております。ただ、この交付金の活用については、まち・ひと・しごと創生総合戦略を基にした地域再生計画を策定し、内閣総理大臣の認定が条件となっております。

国からは1月17日に都道府県や指定都市の担当課長説明会が行われておりますが、県では現時点で市町説明会の予定はないとの回答がありました。しかしながら、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

また、国では地方創生2.0を推進するために、複数の国の職員が各省庁で通常の業務を行

いながら内閣府職員として1年間の併任辞令を受け、伴走支援チームとして、希望市町村の地方創生について施策等の立案、助言を行うものとなっております。この制度は、地方創生の一環として2015年に国家公務員を中小規模の自治体に派遣する地方創生人材支援制度として始めた支援制度に今回の地方創生2.0で追加されたものとなっております。国の若手職員による2拠点活動を支援する制度となっており、支援希望の市町へ派遣されての従事ではなく、週1回1時間程度のオンライン会議と3か月に1度ペースの現地訪問となっております。

町では、現在、いろいろな課題につきましては、副町長と協議をしながら県へ相談する体制ができており、現在のところ、活用することは考えておりません。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

ありがとうございます。

まず、活用しないということで、ちょっと残念かなということでは思っております。

私はこの地方創生について国の政策の中で感じてきたのは、ふるさと創生で1億円事業を各自治体に配って、その事業で企画、立案しながら地方の再生を図ってきた。特に、ふるさと創生事業であれば、今までもつながっております、聖太鼓の演奏についての取組なり、それからバルーン事業なり、いろいろそのときに事業を起こして現在までつながっている事業があるということでされております。

先ほども企画政策課長のほうから御答弁がありましたように、平成27年6月に、まち・ひと・しごと創生事業が設立されて、その事業で推進会議を開いて、計画書をつくって、事業推進を図って今まで10年間来られたという経過があるんですけど、こういうふうにも国も地方と一緒に日本が全体的にそれぞれ創生をしていくと、そして新たな時代に対応するということが事業推進されておりましたので、私はその記事を見たときに、大町町に自由に来る交付金があるんじゃないかなということから実は質問をしたと。それで、調べていくうちに、先ほど答弁がありましたように、なかなか大町町では事業がないというふうなことかもしれませんが、この中に事業計画書の基本的な考え方が載っていました。そして、新しい地方経済・生活環境創生交付金の中に、事業として付加価値創出型の新しい地方経済の創生という形の中で、農林水産業や観光水産業を高付加価値し、その産業事業を創出するということが書いてありました。

そこで、大町町に置き換えて考えたときには、佐賀県の中で事業としてワインプロジェクトがあるんじゃないかなと。このワインプロジェクトを完成させるために希望して、この事業を充当して大きく事業推進が図られればいいかなということで思われるところがあるんですよね。この事業は佐賀県の中でも初めて取り組みますので、佐賀県の中での一つの事業かなということも考えて、この質問をしたところでございます。

そのほかにもいろいろ1.0も調べたところ、1.0の場合でも交付金がそれぞれ派遣事業もあったり、そういうふうな事業推進が図られているということもありますので、どうかこのワインプロジェクトを事業の推進の柱として、新たな地方創生ということを含めて取り組んでいければということで思っておりますが、どうでしょうか。

先ほどお答えで副町長をトップにということでお話がありましたので、そこら辺の考え方で——ああ、町長ですね。そいぎ町長のほうに質問します。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今の三根議員の再質問のほうにお答えをしたいと思いますのですが、ワインプロジェクトについては、いろんなあらゆる制度を活用していきたいというふうに思っております。

そして、今のところまだ説明会があっていないということですので、まずは説明を聞かなければいけない。ただ、今現在の情報は先ほど課長から申し上げましたとおりでありますので、実際この制度の効果とか機能性とかということがどうということなのかを鑑みて今後検討はしていかなければならないと思っております。当然、大町町に適した制度であれば活用させていただきたいというふうに思います。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

それで、地方創生事業に携わる事業関係で、実は令和7年度の当初予算の中に地域創生プランづくりとして700万円程度計上されております。このまち・ひと・しごと創生事業推進の考え方で、この事業はマスタープラン的な要因もあろうかと思いますが、今まで10年間、事業推進をされたんですが、国からどういうふうな考え方として、まち・ひと・しごと創生事業に財源充当をされているのか、そこら辺を再度企画政策課長にちょっと質問をさせてい

ただきたいと思います。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

御質問にお答えいたします。

現在、町で作成しております第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略、こちらの期間は来年3月までとなっておりますが、現在のところ、この更新に関して国からの補助金等の情報は得ていない状況でございます。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

このまち・ひと・しごと創生事業に対しての財源充当はないわけですかね。それで、この財源に値するものは、事業をするものについてはふるさと交付金で充当をずっとされてきたという経緯ですか。ちょっと分からないところがあるんですが。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

お答えいたします。

三根議員の御質問が国の地域創生についてということで、私どものほうも2.0のことを大分勉強させていただいております。町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の内容については事前の御通告等をいただいていたこともありませんし、このため、十分な回答の準備ができておりません。正確な回答ができませんので、答弁のほうは差し控えさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（諸石重信君）

いいですか。水川町長。

○町長（水川一哉君）

まち・ひと・しごと創生総合戦略については私が町長になってから策定をしました。その戦略事業については様々なマスタープランにも沿った形でいろいろな事業をしておりますので、個々にということになれば、後ほど資料なりを作るとするか、説明をさせていただきた

いというふうに思います。事業の数は相当な数がありますので、委員会のほうで説明させていただきたいというふうに思います。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

分かりました。ありがとうございます。

やはり地域が元気になっていくことが一番いいかなということを含めて、先ほど申し上げたとおりに、この事業の内容、基本的な考え方だけですので、基本構想、実施計画等にいろんな事業が網羅されるとして、大町町が対応できるような事業があれば、速やかにこの事業で大町町の再生を図ってもらって、実施をお願いしたいということをお願いし、1つ目の質問を終わりたいと思います。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

それでは、私の2つ目の質問は町制90周年事業の取組についてです。

大町町は、昭和11年1月に町制が施行されて令和8年1月で90周年を迎えることとなります。そこで、令和7年度中にこの事業推進をどのように取組をされるか、4項目にわたって質問をさせていただきたいと思います。

1つ目は、今から10年前に80周年記念事業を実施されたと思っておりますが、その事業内容で90周年の記念事業に生かせるものがないかなということで質問をさせていただきたいと思います。

2つ目は、記念式典をいつ頃実施される予定があるのか。

3つ目は、推進に当たっての担当課と人員配置はどのように考えておられるのか。

4つ目は、90周年記念事業を推進するに当たって、町民の声を反映するための実行委員会を設置する考えはないか、お尋ねをいたします。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

町制90周年記念事業ということでお答えさせていただきたいと思います。

前回は10年前、平成28年でしたが、11月12日土曜日に町内外から御来賓を賜り、粛々と記念式典を開催しております。そのほかにも様々な事業を行っており、町民の皆様にも楽しんでいただき、盛り上がりのうちに終えたものと記憶しております。

そういえば、三根議員は職員としていろいろな行事、式典を経験されていると思いますし、いろいろな事業で御活躍をされておりましたので、過去の記念事業で何かお気づきの点がありましたら参考にさせていただきたいと思っておりますので、御教示いただければ幸いです。

それから、開催時期についてはですね、前回もそうでしたけれども、記念式典は町政の発展に御尽力いただいた町政功労者等の特別表彰を併せて行うことから、来年秋頃の時期かと思えますけれども、90周年を冠したいろいろな記念行事もあろうかと思えますので、開催時期としては令和8年度中となるのではないかというふうに思います。

スタッフと人員配置の件については、担当は企画政策課が中心になりますが、各課が行っている事業を90周年に合わせ記念事業とすることも想定されますので、庁内のプロジェクト設置も含めて全課対応が適切かと考えております。

また、実行委員会の設置ということです。それについては、各記念行事、そして事業等について町民の皆様が積極的に参加し楽しめる企画になればと思いますので、皆様の知恵、アイデアを賜りたいと思っております。

今後、適宜、適当な時期に設置するよう検討をしてみたいと考えます。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

私もこの記念事業の質問をするに当たって、それぞれ内容をちょっと調べさせていただきました。特に、30周年記念事業のときに給食センターの改築の事業なり、40周年のときには町立病院の新築の落成なり、それから50周年のときは商店街のカラー舗装なり、60周年では総合福祉保健センター美郷の完成なり、70周年では町道新村線の開通なりというふうな事業があったということで調べたところです。特に90周年というのは一つの10年間の中の思い出、それを発表し、今後10年後、特に100周年に向けてのキーワードを発信し、大町町がこういう新しい事業を進めますよというような一つの機会としての捉え方をしてはどうかということ考えておるところでございます。

そうしたときに、私たちが小さい頃ですね、昔、小学校に講堂がありました。ここに都は

るみが来たというようなことを鮮明に覚えているんですよ。そいけんが、今、私どもがこの年代になって、小さいときの思い出があるというようなことを考えてイベントを開催するのであれば、一つの例ですが、NHKの「のど自慢」を誘致するてろ、それから、実は今日の新聞でした。企業が創立100周年を迎えたときに、プロジェクションマッピングで100年間の歴史を社屋の外壁に映して、それを従業員の家族まで含めて見せたというのが今日載っております。そういうふうに記念になるような事業の推進を図っていくことと、100周年に向けたメッセージをどうするかと、そこら辺の部分を大きく今度の90周年でしていただければと思います。どうでしょうか。企画政策課長をお願いします。

○議長（諸石重信君）

方針でしょう。企画政策課長でいいですか。企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

お答えいたします。

先ほど町長から少し答弁がありましたが、この90周年は県内でも一番年長ということになっております。

今後、90周年に向けた記念行事については町民の皆様の御意見を伺いながら、よりよいものにしていきたいというふうに考えておりますので、議員のほうから先ほどアイデアを賜りましたので、いろんなところで参考とさせていただきたいと考えております。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

最後に、町長にもう一遍御質問させていただきたいと思います。

この記念に何か新しい事業を推進すると、特にある町では駅名を改称したてろ、そういうふうなものもありました。そういうことを含めて、何かキーワードを一つつくってもらいたいと思いますが、考え方としてはないでしょうか。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

この80周年記念事業とか90周年記念事業というのは、そもそも分かっていたことですよ、町制施行が昭和11年1月1日ということですよ。本当は複合施設を90周年に合わせたかった

という思いがありましたけれども、御存じのとおり、2回の水害、そしてまた、コロナの蔓延ということでちょっと遅れております。これが90周年記念事業に合わせられなかったのを非常に残念に思っておりますけれども、内容としてはまだまだこれから考えていかなければならないと思います。

先ほど三根議員のアイデアをいただいたときに、いつかタイムカプセルをしたですよ、10年後に開きますよとかですね。そういうのも100周年を考えていったときには、子供たちにそういう夢のあるような行事もできるのかなというふうに思いますし、そしてまた「のど自慢」とか、いろいろ今言われましたけれども、ホールというか、場所が大町町にはないということも——今、企画政策課のほうで調べてもらっていますけれども、なかなか場所がないというのも一つネックになっているなと思います。ただ、今、大町町でできる範囲の中でやっていきたいと思っておりますので、また知恵を拝借させていただきたいと思っております。

実行委員会を設置したときにはぜひ委員として参加をしていただいて、そして、いろんな考え方、アイデアをいただければというふうに思います。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

どうもありがとうございました。

先ほど町長より答弁があった部分で、私もちょっと今考えたところですが、実は子供たちにさが未来発見塾というような事業を某新聞で取組をされて、子供たちの夢づくりの事業があったと思います。

そこで、子供たちを中心にして、その事業を振り返って、一つでもいいですので、子供たちがそのときに考えた事業を実行していただければいいかなということを思いつきましたので、それを付け加えて、2つ目の90周年事業についてはみんなで一緒に大町町のために事業推進を図っていければと思いながら質問を終わらせていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

○議長（諸石重信君）

続きまして、6番早田議員。

○6番（早田康成君）

6番早田でございます。今回は、昨年の12月頃から町民の関心が非常に高くなっているこ

とについて質問させていただきたいと思います。

今や町民サービスにはなくてはならないものとなっております、ふるさと応援寄附金のことについて質問をさせていただきます。

質問の内容といたしましては、令和6年度ふるさと応援寄附金が大きく減収したということに鑑みまして、この減収が生じたことについての現状分析、原因は何か、問題点はどこにあったのか、また、その結果を踏まえた今後の対応並びに事業の進め方、このことについて伺ってまいりたいというふうに思います。

令和6年12月補正予算において、ふるさと納税の減収が示されました。ここ数年、約10億円前後でございますけれども、多くの収益があったものの、8億円の当初予算見積りが4億円と半減、また、今回3月の補正予算においてさらに2億4,000万円減額修正となりました。したがって、今年度は1億6,000万円の収入となったわけでございます。

なお、これはまだ予算でございますので、これから増額することを期待しておるところでございますけれども、今や3月、1億6,000万円が確定額かというふうに思慮するところがございます。さきに申しましたように、これまでふるさと応援寄附金の収益によって町民のサービスも提供してくることができました。しかし、この状況が続くと、今後は制限することもやむを得ない状況になってくるのではないかというふうに考えます。

ここから本題の質問に入りたいと思いますけれども、その前に確認しておきたい内容がございます。それは、数年前までふるさと応援寄附金は行政側で行われていましたが、その後、事務は委託業者に委ねられるということになりました。そして、昨年度まで同じ業者が引き続いて数年間この委託業務を担ってきたわけでございます。そして、本年度、プロポーザル方式によって契約業者は変わりました。現在の契約業者による運営がなされることになったわけでございます。この委託業者が交代する際に、業務の引継ぎにおいて前の契約業者が事業資料を破損してしまったといった不具合が生じ、そのため4月から6月の第1四半期分の業務が停滞してしまったというふうに説明を受けました。したがって、本格的な業務は7月以降になったと説明を受けております。このような経緯を踏まえ、質問に入ります。

1つ目は、事実に関することの分析についてであります。

ふるさと応援寄附金が大幅に減収となったことは事実であります。私自身は、これまである程度順調に進んできたこの事業がなぜ今年になって大幅な減収が生じたのか。これまでの行政の説明から、変化が生じたのは業者の交代、事業資料の消滅、ここに原因があるように

考えております。これまで行政側は事業を委託した業者側において不具合事態が発生したのが原因というふうな意味合いの分析をされているようですが、そのお考えを伺いたしたいと思います。

この質問は、現在契約業者、それから昨年度までの契約業者、そして、行政側からの立場という順でお願いしたいというふうに思います。

まず、現在の契約業者についてでありますけれども、現契約業者については、契約時に厳正なる審査をもって選定されたこと、12月議会においても行政側から業者の選定に問題はないと回答を受けております。また、昨日の三谷議員の質問にも同様の答弁がなされているところでございます。しかし、消滅した業務資料が6月以降回復するのではないかと、寄附の損失の巻き返しに期待するところであったわけでございますけれども、特にその成果は見られないところに正直言って疑問を持っているところであります。

7年度においても同業者との契約において業務委託されるということでございますけれども、この件についてどのような分析をされてその結果を出されたのかをお伺いしたいというふうに思います。ここら辺のところにつきましては昨日の答弁と同じになるかと思っておりますけれども、再度、私に対する答弁をお願いいたします。

次に、昨年度までの契約業者の件についてであります。

昨年度まで数年間契約を継続してきた前業者が事業資料を破棄したということによって、第1四半期の業務に支障を来したとされております。これまでの説明の内容から、私もこのことが納税額の減収に直接つながったのではないかというふうに考えております。昨年度までの契約業者の交代、この点について、改めて、どのような分析がなされて交代になったのかということも伺いたいというふうに思います。

3つ目ですけれども、当該業務委託の際、業者間において年度当初に不具合が生じたことは行政側も把握されていたところでありまして。年間を通じてコンスタントに税収を得るためには、この点を含め、行政側は業者にどのような要求、または指導等がなされたのか。行った具体的な手法についてお伺いをいたします。

この3つが今までの分析として質問をさせていただきます。

次に、2項目めの質問でございますけれども、今後の対応、これが大事なんですね。それから、今後の事業の進め方、こういったところを重点的に今後考えていかなければいけないと。終わったことは終わった、今後は未来に向けて進まにゃいかんというところもあります。

それにつきまして質問をさせていただきます。

今回の事象から、実際、数億円の減額となれば、そのことについて責任問題が生じていることは必須であるというふうに考えます。12月議会までの説明であれば、現契約者についてはプロポーザル方式で業者選定には問題はないと行政側は断言していることから、今の業者のスキルに問題はないというふうに考えられます。問題の源は引継ぎ点にあると。前の契約業者の資料破棄の行為によって今年度の応援寄附金事業に支障を来したとすれば、当然、前契約者に大きく責任はのしかかってくるのではないかとこの点について、業務妨害がなされたとは私は考えますけれども、行政側もこれまでの説明からそれなりの対応が求められるというふうに思います。この点について、いかに対応していくかということについて伺いたいと思います。

2つ目、行政側の取組についてであります。

年度当初のトラブルに関して、業者間の問題だとして捉えられ、放任していたとなれば疑義が生じると考えます。行政側はその事象が発生したことについてどのような対策を求められたのか、また、責任をどのように感じておられるのかをお伺いしたいというふうに思います。

3つ目、このふるさと応援寄附金の減収は町行政の運営に当たり死活問題、小さな大町の行政の中では死活問題と私は捉えております。そう言っても過言ではないでしょう。

私は数年前、これまで10万円程度しかなかった寄附金について、その増額策について提案をいたしました。それを機に、職員の努力もあって、毎年数億円単位の寄附金がいただけるようになり、町民へのサービスが向上しました。このふるさと応援寄附金の業務は、当時、さきに申しましたように、民間業者に頼らず、行政間で職員の奮励努力によって結果が出ていたというところでございます。令和7年度当初予算業務計画の中で7億円程度の寄附額が目標とされておりますけれども、その程度であれば、行政側で実施することも可能かと考えますが、いかがでしょうか。

業者に委託することなく高額な委託料の支払い、または今回のような問題が生じないためにも、行政が自ら事務処理ができる体制に戻し、信頼ある職場環境の中で安定した業務を推進していくことも一考と考えます。行政側の考えについてお伺いします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

早田議員の御質問にお答えをいたします。

昨日も三谷議員の答弁で申し上げましたが、まず、基本的なことを再度申し上げます。

大町町のふるさと納税応援寄附金事業につきましては、昨年1月、業者選定をするプロポーザル入札の審査を行い、令和6年4月1日から新たな業者が変わっていることは既に御案内のとおりです。ところが、新旧事業者の事務引継ぎが行われる前の昨年3月、前の事業者が大町町のふるさと応援寄附金事業の重要な、これは10年分の莫大な蓄積データになりますけれども、それを損壊してしまい、適切な業務引継ぎができなかったことから、大町町ふるさと応援寄附金に係るインターネット閲覧に支障が生じたということは昨日も申し上げましたし、これまでも説明をしております。

データ損壊により、令和6年度のふるさと応援寄附金に影響があったということは我々も承知をしておりますが、経緯の詳細、原因究明、分析等については専門家をお願いをしております、1年ほどかかるということは、これも昨年から申し上げておりました。まだお答えする情報がないので、もうしばらく時間をいただきたくお願いをしますが、議会には随時報告をさせていただきたいと思っております。

さて、通告に従い、1点目の質問にお答えをします。

令和7年度のふるさと納税応援寄附金管理業務の委託継続について御質問がっております。これも昨日申し上げましたけれども、本町のふるさと納税業務に関しましては、令和4年からプロポーザル入札方式により厳正に審査を行い、業者選定を行っております。

そして、令和6年度のふるさと納税一括管理業務は最長3年間まで契約の更新ができることになっています。これはこれまでの経験を踏まえて、業務の性質上、そして、他市町の動向等を参考に単年度契約では事業者自体の経営的事業、運営的な安定性に欠け、実力を発揮することができず、町としても新たな事業、活発な展開が難しくなり、安定したふるさと応援寄附金事業は望めないと判断したものでございます。特に、今年度は貴重なデータ損壊という予期せぬ事態が発生し、新しい事業者には削除されたデータ復旧に迅速に対応をしてももらったこと、また、ふるさと納税返礼品の地場産品が少ない本町で地元資源を発掘し、町内返礼品事業者を前年度17社から21社へ増加させ、地元経済の活性化を促進したこと、そして、ふるさと納税業務を滞りなく誠実に遂行し、ふるさと館運営にも新たな視点、民意なども取

り入れて、SNS等を使ったPRやイベントを開催するなど所期の目的を十分に達成したことなどを事業実績として評価をし、継続は問題ないと判断したところです。昨年の新旧業務引継ぎ前のデータ損壊による影響については、現在の事業者には何の落ち度もなく、責任もなく、継続のための評価は今申し上げたとおりです。

それから次が、年間を通してコンスタントにふるさと納税の収入を得るために行政が指導をするというのはなかなか難しいわけです。ふるさと納税は寄附金ですので、収入が一定額決まっているわけではありませんし、予算額を減額したからといって、それに影響されるものでもありません。全国の皆様から大町町を応援しようという方々の善意、1万円、2万円、あるいはもっと高額もあるでしょう。お一人お一人のありがたい思いの積み重ね、ゼロからのスタートということで御寄附をいただいております。

また、責任問題をいろいろ問われておりますけれども、経緯の詳細、原因の究明について専門家に今お願いをしておりますので、詳細が明らかになっていない時点で臆測や推測で責任を問うことは時期尚早だと思っております。御理解をお願いしたいと思います。

そして最後に、ふるさと納税応援寄附金事業については、多分私がこの大町町では一番見て、聞いて、動いて、関わってきているという自負がありますので、10年間の流れを簡単にお話しさせていただきます。

前々から早田議員が言われていたとおり、平成25年のふるさと応援寄附金額は1年間で12万円、そして、平成26年度が約25万円ということでした。そういう中で、10年前、平成27年に私が財政の立て直しを選挙公約に掲げ、町民の皆様への負託を得て、財源の確保の一環でそれまでのふるさと納税事業の取り組み方、考え方を見直し、職員共々懸命に取り組んでまいりました。結果、平成27年度の寄附金は約3,700万円、平成28年度が約1億4,500万円、この年に初めて1億円を超えたということで、担当みんな喜びのあまり万歳三唱をしたのを覚えております。そして、平成29年度に所管を企画政策課に移し、何と9億4,000万円の御寄附をいただくことができました。当然この頃になると町民の期待度も高くなりまして、寄附額のピークも近づいていると判断をしておりましたし、職員や嘱託職員ではプレッシャーがあり、心身共に限界、モチベーションの維持が難しく、仕事が重荷になりかねないと感じておりました。そんな中、私が一番恐れていたのが、やはり今回あらわになりましたけれども、必ず寄附額の減少に不服を言ったり、責任を問う者が出てくるということは簡単に想像ができることでした。

そこで、私が給料、報酬、手当等のない無給の法人を設立し、社員の1人となり、まちづくり振興会という町づくりの社団法人を立ち上げ、そこに専門的にふるさと納税業務を任せ、私がトップセールスマンとして先頭に立ち、まちづくり振興会の職員や町職員と一緒に大町関連の返礼品を増やしたり、町内外を駆け回り、ふるさと納税事業や町づくり事業に積極的に関わり、平成30年度は13億円を超える応援寄附金をいただきました。実際はこの年がピークとなりましたけれども、その後も11億5,000万円、7億9,000万円、8億2,000万円と、令和3年度までこのまちづくり振興会の業務として、町としての意見も反映させながら順調に運営をしておりましたが、その後、この法人が解散しましたので、令和4年度に公募によるプロポーザル入札を実施し、ふるさと納税業務を民間会社に委託するということになりました。寄附額は令和4年度が6億7,000万円、5年度が8億3,000万円、そして委託契約期間満了後、令和6年度のプロポーザル入札審査の結果、新しい業者に変更しましたが、さきに申し上げましたとおり、業務引継ぎを前に、それまで委託をしていた会社がデータを損壊した影響で、これはインターネット上で大町町のふるさと納税関連の閲覧が難しくなったということです。にもかかわらず、令和6年度は1,835件、1億3,000万円を超える御寄附をいただいたところです。町としましては、データが損壊され、本当に苦しい中、応援いただきました全国の皆様に重ねてお礼を申し上げます。

以上のように、大町町のふるさと納税応援寄附金事業は業務受託業者、返礼品取扱業者、町職員が一丸となり県内外を駆け回り、年数を重ね、経験を重ね、返礼品が増え、データが積み上げられて、結果を恐れず、よかれよかれといろんな形に改善し、努力と研さんを重ねた末にこれまでの大町町の実績があったということ、大変な苦労もあったということも併せて改めて認識していただきたいとお願ひしたいと思います。

この10年間の蓄積データの復旧がかなわない今、簡単に10年分のデータが積み上がることはありませんが、改めて業者の知恵、アイデアを借りながら、職員の努力とともに地道に頑張ることが大切だと思っております。したがって、言いにくいことで申し訳ありませんが、寄附額が多い少ないと責任を迫及する議員がいらっしゃる中で、簡単に町職員でやるとは言えませんし、業者だからこそノルマがあったり、歩合で収益があったり、企業努力、頑張りに応じて収入を得ることができるのではないのでしょうか。そういうことで、町直営でやるということは考えておりません。

そして、先ほど冒頭、事業への心配、影響を言われておりましたけれども、昨日も申し上

げましたが、私が施策として取り組んでいる事業の財源は、将来の寄附金を見込んでの皮算用ではなく、これまでに応援いただいた寄附金や積み上げた基金の浄財を使わせていただいております。既に継続できるよう将来的な財源を確保した上で、継続すべきは継続する事業の推進を考えておりますので、御安心いただきますようお願いを申し上げます。そして、町民の皆さんが不安な思いをされないよう御配慮をいただければ幸いです。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

今の答弁の中で、昨日の答弁では業務資料というのが破壊されたという言葉がありました。今日は損壊だったのですかね。どっちのほうを取られるんですか。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

昨日も損壊という言葉を使っております。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

私の記憶じゃそうやったんで、ちょっと私のあれが足らんかったかも分かりませんね。

そしたら、この業務資料というのは、具体的に損壊した分についてどのようなものなのか、ちょっと御説明してもらっていいですか。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

紙ベースの資料とか表とか、そういうのではなくてですね、インターネット上に掲載するためのデータの損壊です。普通の資料じゃなし、データを損壊したと。だから、データの損壊という言葉を使っています。それを損壊することによってインターネット上に大町町の情報が載らないということになりますので、そこが影響があったんじゃないかというふうに思っております。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

インターネットの話なんですけれども、大町町のホームページの中身だと思うんですけど、今、町長も言われたように、一番最初に私が提案したときには10万円から20万円ぐらいしかなかったわけですね。それで、それ以上はないと。天空米なんて売ってましたもんね。それから何を売ったか、CDを売っておった。そういう状況の中で、取れるわけじゃないかというふうなことで、肉を、ノリを、有田焼を、伊万里焼をというふうな提案を私はしたんですけれども、その頃からじわっと上がってきたんですね。

その頃はポータルサイトに対して、それだけの資料はまだなかった時代だったと思うんですよ。それでもやっぱり何千万円、1億何千万円、次に何億円という数字が出てきたわけですね。私は難しい話じゃないと思うんですよ、インターネットで肉の絵を描いて掲載するんでしょう、ホームページを作るわけでしょう。インターネットを分かっとる人だったら、すぐできるですよ、あんなもの。

だから、そういったもののほかに顧客データがなくなったとか、そういうものに対してちょっと問題だというふうな話であれば、またそれも別の話になってくるでしょうけど、その程度についてはどういうふうにお考えですか。私がちょっとあんまり軽率ですかね。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

早田議員が言われているのは6月いっぱいぐらいにできたということですよ。ただ、それを全国の皆さん、大町町を知らない方々はインターネットで大町を探すんじゃないんですよ。例えば、肉を探したり、米を探したりするわけですよ。そこで探したときに、大町町の10年間の評価とかレビュー、いろんな情報が消えたということでゼロからのスタート。

「米」と検索したときに、このレビューが多いほど、評価がいいほど上位に出てくるんですよ、いいほうからですね。だから、大町町は去年の7月からまた新たに参入したというふうになりますので、評価されるというか、インターネット上に出てくる順番が相当下位になるということです。

そういう中でですね、今回1,835名の方々から御寄附をいただいたということで、非常によかったなと思っていますけれども、写真を載せるとか、そういうのはもうできているんで

す。ただ、順番が下位になりますので、なかなか大町に行き着かないというふうな形で寄附額が上がらないのではないかなというふうに思っています。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

そしたら、このインターネットについては、ほかの人がアクセスするのに相当時間がかかったということになりますけれども、そこまで遅れとるんだったら、自らアクセスすりゃいいんですよ、どんどこ、どんどこ、どんどこ。ユーチューブでも何でも一緒ですね。いっぱいアクセスされたところからどンドン引き上がってくる。そういう現状であれば、そういった努力もして、インターネットの使用というか、考え方もしていかにかんじゃないかというふうに思います。私はそこを期待しとったわけです。

だから、7月から3月までの間で1億4,000万円をいただいたわけなんですけれども、私はそれができて、アクセスして、どんどこ、どんどこやっていけば、通常どおりのところまでいかんかも分からんでしょうけれども、ある程度の金額はできたんじゃないかというふうに思って、私は今日この質問をさせてもらったわけです。しかし、現業者については問題ないというふうに回答をいただいていますので、ここで終わります。

次に、前の契約業者についてですけれども、今、破損の中身に触れられましたけれども、減収につながったというのは、主に前業者が破損したデータということでお答えいただきましたけれども、再度このところでどういうふうな内容で破損がされたのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（諸石重信君）

損壊でよろしいですね。

○6番（早田康成君）

損壊で結構です。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

ちょっと質問の内容がよく分かりませんが、今、専門家の方に詳細とか原因とかの究明をお願いしているという中で、町が今考えているのは、影響があったと思うという言い

方をしておりますので、まだ明確に何が原因だということは分かっておりませんので言えませんが、業者がデータを消した、それを損壊という形で言っています。そういう意味で言っておりますので、ちょっとこれ以上は詳しくはまだまだ分からないということで、臆測ではなかなか言えないところもありますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

この内容につきましては確定したことじゃないんで、なかなか気軽に適当に言うことはできません。だけど、私の質問の中にはちょっと言わせていただきたいと思うんですけども、最初に言った、破壊というふうなことで私は聞いたもんですから、威力業務妨害かなというふうに思っていましたけれども、そうじゃなくて損壊、消滅とか、そういう程度でございますので、偽計業務妨害に入っていくんじゃないかなというふうに私は思った。なぜならば、今年の収益、いろんな問題があったとしても85%の減なんです。ということは、いろんな事情があったにせよ、そこには何かの原因があるということをお我々は考えにやいかん。そしたら、それが前業者の問題であるとするのであれば、やはりそういったことも検討して——これは専門業者のほうに、専門家のほうに委ねられるというふうなことでありますけれども、どれぐらいの時間でこの結果が出るというふうに予想されていますか。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

先ほどもちょっと若干言いましたけれども、大町町を応援いただく寄附金に対して、減収とか減額とか、何を基準にされているのかと疑問を持っております。ふるさと納税は応援としての寄附金ですので、全国の皆さんから寄附金をいただくと。スタートラインはゼロベースなんですよね。それでいかに寄附金をいただくか。その応援として、1万円、2万円、それ以上の方々もいらっしゃると思いますけれども、寄附金ですので、何を基準に減額という言い方をされているのかですね。予算は予算ですよ。去年は去年ですよ。今年はゼロからいくんですよ。それが幾らになるかということは、議員ですので、やっぱり期待もあるかとは思いますが、先ほども多い少ないとかで責任を問われているような発言をされました

けれども、ゼロからのスタートということではちょっとお考えいただきたいというふうに思います。

そして、最終的な結論については弁護士にお話をしておりますので、もう間もなくというふうに思っております。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

前から1年程度はかかるという話でしたので、その程度かなと思います。ただし、前に言われましたように、寄附額が上下するのは当たり前ですよ。だけど、今までずっと来ておって、がくんと下がるというのは何かの原因があるから私は質問しているんです。そうでしょう。と思いますよ、私。

時間があと15分ぐらいあるからまだ質問してもいいんですけど、聞いておる人も大変でしょうからそろそろ終わりますけれども、今、何人であそこの業務はなされているんですか。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

お答えいたします。

業務は2業者のほうで推進をされております。1業者については2名、それと、もう1業者については会社全体で対応させていただいております。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

1業者は2名と分かりました。会社全体というのは、会社の担当されている人数は何人ぐらいですか。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

個別の事案については回答を差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

これで質問を終わりたいと思いますけれども、どうしても何か引っかかって終わりそうな感じがするんですけど。

何で今の質問をしたかという、ふるさと館をのぞいてみると、契約業者の方は調理室で鍋を振っておられますよ。そんな暇があるんだったら、行政側で仕事ができるんじゃないですか。それを私は常に思いながら、この数日間過ごしてまいりました。

これで質問を終わります。

○議長（諸石重信君）

答弁は。（「要りません」と呼ぶ者あり）いや、行政側としてよろしいですか——いいですか。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前11時 再開

○議長（諸石重信君）

議会を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。4番江口議員。

○4番（江口正勝君）

4番江口正勝です。今回は3問の質問をさせていただきます。

1つは、ほかの議員からも質問がありましたけれども、ふるさと納税寄附金の大幅減収について、2つ目は、今、世間を騒がしている公益通報窓口の設置についての質問、3つ目が、燃えないごみなどの不法投棄の現状と対応策について質問いたします。

まず最初、ふるさと納税寄附金の大幅減収について。これは私のほか三谷議員、早田議員も同様の趣旨の質問をしましたがけれども、これはたまたま偶然じゃなくて、今議会における最大のテーマであるという認識がそれぞれの議員にあったからの結果だと思います。

具体的な質問としましては、町財政の重要な資金源の一つであるふるさと納税寄附金が当初予算を大きく下回り、大幅減収の見込みである。ふるさと納税は、今や全国で1兆円を超える一大市場。各自治体が知恵を絞り、様々なアイデアを駆使してしのぎを削っている。この数年、大町も順調な寄附金額を増やし、前年度は8億円を超える実績を上げ、様々な基金

の原資として活用されてきました。ところが、指定管理業者が変わった今年度は、惨たんたる結果を招いている。なぜこのような結果になったのか、町民の皆様が納得できるような分かりやすい答弁をお願いいたします。

先ほど早田議員の質問の中で、寄附金というのは純粋な国民の皆様のお支援だと。多い少ないというのは問題ではないというような発言がありましたけれども、大問題でしょう。多いか少ないかによって町財政が潤ったり、町民の福利厚生に影響するわけですからね。

具体的な質問をします。

まず第1に、今年度の現段階での寄附金総額と最終見込額を質問します。

これは既に答弁されていますけれども、寄附金が最も多いとされる昨年12月を過ぎているので、実態は把握されていると思います。

2番目に、大幅減収の原因と責任の所在と今後の対応策を伺いたい。

12月議会の際も同様の質問をしましたが、調査中との一点張りで、まともな答弁は得られなかった。まだ調査中ですかという質問です。これはかなり出てきましたね、データ損壊が原因であると。前任者がそうやったんだ。町長答弁によるとですね、原因も責任者も大体はつきりしてきましたね。

3番目が、ふるさと納税寄附金の指定管理業者の契約年数は1年というふうに伺っていたんですが、なぜ来年度はプロポーザルを実施しないで契約を継続するのか。大幅減収という結果責任とリスク管理の欠如という事態を踏まえれば、なおさら実施すべきではないでしょうか。これについてもいろいろ答弁がありました。データ損壊という不祥事があつたりとか、あるいは、データの修復とかを一生懸命にやっておられると。1年間だけだったら、なかなか能力が発揮できない。そういうものを勘案して継続を決めたというふうなお話がありましたけれども、さらに私も同じような質問をしたいと思っております。

以上、第1問の質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

江口議員の御質問にお答えをします。

3点ほど御質問いただきました。1点目が現時点の寄附額、2点目が原因と責任、今後の対策、3点目が来年度も同じ業者に委託するのかという、事前通告にもありましたけれども、

ほぼ昨日の三谷議員、先ほどの早田議員の質問への答弁で網羅できると思いますが、改めて申し上げたいと思います。

その前に、先ほどからちょっと気になるんですけれども、減額とか、減収とか、半減とか、そういう表現をされますけれども、何を基準に減額とか減収とか言われているのかなと思います。全国の皆様からいただく寄附金に対して、意味、感覚的にちょっと違うように思えてなりません。繰り返しますけれども、ふるさと納税は寄附金です。収入が一定額決まっているわけでもありませんし、予算を組んだから、それから下がるのが云々ということでもありません。寄附金はその性格上、何もないゼロからの始まりであります。大町を応援しようとする全国の方々の善意というふうに思っておりまして、お一人お一人のありがたい思いの積み重ねで積み上がっていくものと思っておりますので、個人的に何の基準か知りませんが、思い込みの期待額から減っていくというような表現はちょっとどうかなというふうに思っております。

先ほど、寄附金の多い少ないは大問題と言われましたので、一部の議員とは混ざり合わないのかなと思います。私としては金額の大小にかかわらず、応援いただいたことに町民の皆様共々感謝をしているところでございます。

それでは、通告に沿って答弁をさせていただきたいと思います。

全国から1,835件、1億3,000万円を超える御寄附を現在いただいております。先ほども申し上げましたけれども、インターネット上での閲覧に支障がある中、本当にありがたく思っております。

次に、先ほど議員の発言の中で、昨年12月議会では調査中の一点張りで、まともな答弁は得られなかったようなことを言われました。当時の事実を申し上げているにもかかわらず、江口議員は私に何を期待されているか分かりませんが、当初から経緯の詳細、そして原因究明には1年ほど時間がかかると言っております。議論が一方的のように感じます。調査中は調査中ということで御理解をいただきたいと思います。何遍も言いますが、現在、専門家のほうにお願いをして状況の詳細とか原因の究明に努めておりますので、もうしばらく時間をいただきたいと思います。

ただ、令和5年度と6年度との大きな違いを申し上げますと、これも昨日申し上げましたけれども、前委託業者がポータルサイト等に関するデータを損壊したということによるインターネット上の閲覧環境への影響と能登半島地震、大雨をはじめ全国各地で大規模な自然災

害が発生し、被災地の支援に注目が集まったことなどが考えられると思っております。こういった要因に加えて、ふるさと納税制度については総務省の基準が見直され、返礼品の経費率とか地場産品の厳格化ということで、特産品の少ない小さな大町町にとっては、さらに厳しい状況になっているのではないかと考えているところでございます。これは我々がちょっと感じていることであります。

先ほどから結果に対する責任の所在ということをおっしゃっておりますけれども、今の状況では御説明をする、報告する情報はありませんので、答弁は控えさせていただきたいと思っております。

それから、今後の対策についてですけれども、10年間蓄積したデータ、インターネット上の閲覧環境が損壊された以上、一足飛びにはいきません。有効な特効薬があるわけではありませんので、実績を取り戻す、そのためにはさらに10年かかると考えており、厳しい状況ではありますけれども、とにかく地道に取り組んでいかなければならないと考えております。今後も事業者の努力、そして連携による町の知名度アップのための事業展開やふるさと納税の魅力を高める施策の実施など、当然できることをやっていきたいと思っております。全国の皆様に今までのように応援いただけるよう、一つ一つ取り組んでいくことが近道かと考えております。

いつも言いますが、詳細については企業戦略として公表することはしませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。もし有効な手段等をお考えであれば、御教示いただきたいと思っております。

そして最後に、3点目の新年度のふるさと納税寄附金一括管理業務の委託の件ですけれども、これも同じ質問がございましたので、お答えしたとおりですけれども、重ねて申し上げたいと思っております。

ふるさと納税業務に関しては、令和4年度からプロポーザル方式により業者選定を行っております。令和6年度のふるさと納税一括管理業務は、最長3年間まで契約の更新が可能としておりまして、これはですね、これまでの経験を踏まえて、業務の性質、他市町の動向などを参考に、単年度契約では事業者自体の経営的事業、運営的な安定性に欠け、実力を発揮できず、町としても新たな商品開発、事業展開が難しく、安定したふるさと応援寄附金事業は望めないと判断したものです。特に、今年はデータ削除という予期せぬ事態が発生し、現在の委託事業者が時間を割いて削除、損壊されたデータ復旧に迅速に対応していただいたこ

と、また、ふるさと納税返礼品の地場産品が少ない本町で地元資源を発掘し、町内返礼品事業者を前年度17社から21社へ増加させ、地元経済の活性化を促したこと、そして、ふるさと納税業務を滞りなく誠実に遂行し、ふるさと館運営にも新たな視点、民意などを取り入れ、SNS等を使ったPRやイベントを開催するなど所期の目的を十分に達成したこと、こういうことを事業実績として評価して、継続には問題ないと判断したところでございます。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

今までと同じような答弁で大体町側の考えは分かったんですが、さらにちょっと細かいことかもしれませんが、原因の所在と責任、これは答弁ではっきり町長がおっしゃっていますよね、データの損壊があったと、それが原因で寄附額が減ったと。データの損壊をしたのは前任者であると。だから、原因と責任の所在はデータの損壊と前任者だということをおっしゃっているわけです。さらに、専門家による調査ということ、依頼ということ、を言われていますけれども、具体的にどういうことを依頼されているのか。原因と責任者は町側の態度からはっきりしたわけだから、一番の問題は、なぜそのような事態になったのか、なぜ前任者がデータを損壊しようと思ったのか、あるいは、データを損壊するような気になったのか、その辺のところの追及が僕は一番大事だと思うんですよね。何気なくやったんじゃないんですよ。何かこんちくしょうとか、そういう恨みつらみの気持ちもあったのかもしれないけれども、その辺が一番問われる問題じゃないかと思いますので、今現在、専門家にはどのような点をポイントに相談されているのかというのを伺いたいです。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

弁護士とのやり取りの内容については控えさせていただきたいと思います。

そして、今言われた、私が言っているのは、と思うという形で言っておりますので、まだ結論が出たわけではありません。臆測での答弁は控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

議会というのは、質問して答弁するという内容なのに、何か控えさせていただきたいとか、やたらめったら多いような印象を持ちましたね。

責任は前任者ということ为前提にいろいろ考えが進んでいるようなんですが、私の知る限りにおいて——町長は昨日の答弁で前任者が故意に10年間のデータを損壊したというふうな説明をされましたけれども、私はデータを消せと言ったのは役場のほうだという話まで聞いたことがあって、どっちが本当か分かりませんが、当事者に近い人からそういう意見を聞いたことがある。だから、言った言わないの問題じゃなくて、この点を明確にするためにも裁判を起したらどうですか。明らかにデータの損壊が原因であり、それをやったのは前任者だということをはっきりしているわけだから、その前任者に対して、責任の追及と損害賠償を求めるような裁判を起したらと思うけれども、これについての御答弁をお願いします。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

江口議員の質問に全てお答えするのは町益を損なうと判断しています。臆測とか推測では話ができないと言っております。だから、今、専門家をお願いしていますので、その結論が出たら議会にはお話をするとおっしゃいます。それは、当然町民にも話をすることですよ。今時点ではそういう状況ですということをおっしゃいますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

理解できるように頑張りたいと思います。

3番目の契約の再任についてちょっとお伺いしたいんですけど、昨日の町長答弁で、1年契約が原則なんだけれども、最長3年まで継続可能であると。単年度では事業者の能力が発揮できないと。データの損壊に対し、迅速な対応を行ってくれたと。それらのことを実績として評価して、再任は問題ないと判断したと。聞いていれば、なるほどなと思うけど、データ損壊の復旧を迅速にやったと、これが実績なんですか。この件に関しては、ふるさと納税が8億円から1億6,000万円に減ったという、そのことのほうが僕は最大の実績だと思うん

ですよ。その最大の実績に対して、結果をもたらさなかったんだから、それは当然結果責任になり、リスク管理の欠如という問題が発生するから、この状況から、なおさら、殊さらプロポーザル等を実施して、本当にいいのか、あるいは、新しい指定管理業者が必要なのかということをお聞きすべきだと、見直すべきだというふうに思いますけれども、それについての御判断、考え方をちょっとお伺いしたい。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今まで昨日から説明を幾度となくしておりますけれども、その説明で分からないですか。今の業者には何の問題もなく、責任もないということを何回も言っています。もし責任があるとすれば、責任を負わせる根拠を示してください。逆にちょっと質問します。

○議長（諸石重信君）

反問が出ましたので。江口議員。

○4番（江口正勝君）

やっぱり反問が出ましたね。ここは議員が執行部に対して質問する場でしょう。反問は最低の最低で、これはのっぴきならないところでないとしちゃいけないんですよ、本当は。何か反問することによって質問者の質問の主旨をひん曲げたりとか、ゆがめたりとか、あるいはレベルを下げたりとか、そういう意図を感じられて僕はしょうがないんですけどね。今まで何回となく……

○議長（諸石重信君）

そこは反問権で制度がありますので。先ほどの根拠というところで。

○4番（江口正勝君）

反問権と言われたから、また来たなと思った……（「教えてください」と呼ぶ者あり）

責任があるかどうかという、何が責任ですかという、その認識そのものが僕は大変な認識違いだと思っているんですけど。（「訳が分からん」と呼ぶ者あり）そっちの主張は分かるけれども、普通の民間企業だったら結果責任とかリスク管理の欠如は大問題になるよ。その責任はあるのかないのか。ないと言っているわけだから、それでどうなのかと質問したら、答えが責任はありませんということだから、町はそういう認識なんだなというふうに聞くしかないわね。理解はしていないし、納得もしていないんですけどね。行き違いは随分あると思

ます。

問題点はある程度出てきたと思うので、この問題についての質問は終わります。

次に、2番目の質問に入りますが、よろしいですか。

○議長（諸石重信君）

いいですか、先ほどの反問、答えのあれがなくて。よろしいですか。反問が出て、その点をお答えを求めておられるということでしょうけれども。根拠……（「責任を負わせると言わにゃいかんね」と呼ぶ者あり）責任があるとおっしゃる、その根拠。

○4番（江口正勝君）

負わせるじゃないじゃないですか。責任を持って……はないと思わないわけよ。（「だから言ってください」と呼ぶ者あり）

○議長（諸石重信君）

根拠が。

○4番（江口正勝君）

何らかの原因なり、結果の部分があったんじゃないの。その結果に対する責任をどう取るかと僕は言っているのよ。それで責任はないと言われたら、話は全然進んでいかない。（発言する者あり）

○議長（諸石重信君）

そしたらよろしいですかね。いいですか。責任の根拠がどういったものかと。

○4番（江口正勝君）

だから、結果が表している、それが責任の根拠ですよ。結果責任を負うというのが世間の常識であり、リスク管理の欠如をどう反省するかというのも世間の常識です。それを言っているだけです。それが私の責任の根拠です。

○議長（諸石重信君）

結果がそうだと。

○4番（江口正勝君）

はい。

○議長（諸石重信君）

それじゃ、次に行かれますか。江口議員。

○4番（江口正勝君）

2番目の質問に入ります。

2番目はちょっと皆さん聞き慣れていない人もいらっしゃるかもしれませんが、公益通報の窓口設置についての町の認識及び考えを伺いたいと思っております。

公益通報制度は、企業や役所などの組織内で起こる法令違反や不正行為（パワハラ、セクハラなどを含む）などを通報し、早期に発見して是正を図る目的で制度化されたものです。マスコミでも他県の知事のパワハラ、県内の町長のパワハラ問題が取り上げられ、世間をにぎわせております。県内でも多くの自治体が既に公益通報の窓口を設置して、予防的な措置を講じております。残念ながら、大町はまだ窓口を設置していないようなので、あえて質問いたします。

1番目、大町では公益通報窓口の設置の意義をどのように捉えていますか。

2番目、大町は窓口を設置する考えはありますか。そのような不祥事が起こるはずがないんだから、そんなもの要らねえや——ない場合はその理由を伺いたい。

3番目、庁内設置だけだと通報者がすぐに特定され不利益を受けやすいので、庁外、役場外設置も併せてつくるべきだという意見もある。佐賀市や唐津市では庁外にも公益通報窓口を設置しているとのことだが、大町の認識を伺いたいと思います。

以上、質問いたします。

○議長（諸石重信君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

お答えします。

公益通報窓口の設置については、事業者内部の是正を図る目的での自浄作用を高めるとともに、通報者を保護する環境を整えるといった意味では意義のあるものだと思っております。

次に、窓口を設置する考えがあるかということですが、公益通報の窓口設置については、法では従業員数が300人以下の事業者については設置の努力義務というふうになっております。本町では公益通報窓口等は設置しておりませんが、総務課の管理の下、職員に対して、不祥事防止に向けて大町町コンプライアンス方針に基づくコンプライアンスチェックというものを毎月行わせていただいております。また、大町町職場におけるハラスメントの防止に関する規程によるハラスメントに関する相談または申出の受付を行っており、状況に応じて職員との個人面談を行っているところです。公益通報の窓口の設置につきましては、

県内で既に窓口を設置している自治体での効果等の検証、情報収集を行っていきたいと思っております。

それから、庁舎内だけでなく外部にも必要じゃないかということですが、庁外への窓口設置についてはですね、業務の委託料等も発生することになると思います。この件につきましても、効果を含めて情報収集をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

これは消費者庁が調べた結果なんですけれども、佐賀県内20市町のうち、公益通報の庁内、役場内の窓口設置をしているところは17ほどあります。庁外はさすがに少なく、佐賀市と唐津市。問題が起きた、町長がパワハラを起こしたところは、それを受けて庁内、庁外にも公益通報窓口をつくるということになっていますので、実質的に庁内に窓口がないのは大町町ともう一つの町。

こういう流れがある中で、今、総務課長の答弁では、コンプライアンスチェックとかハラスメントに関する云々があるからそれで事足りているということなんですけど、他の市町にあるということは全然関係ないということですかね。公益通報窓口がないというのは、大町ともう一つのところしかないのよ。

何のためにこの公益通報窓口をつくるのかと、いろいろ調べてみました。唐津市は庁外にもつくっていて、副市長が窓口、庁外は弁護士さん。佐賀市は庁内にもありますし、庁外にはまだつくっていないと言っている。これは消費者庁の間違いだと言っていますが。ただし、これからつくる予定ではあると。ただ、びっくりしたのは、佐賀市は役所内に窓口を5か所持っているのよ。えっ、普通は1つで済むやろうと思ったけど、佐賀市役所では公益通報の窓口を5つ、人事、教育委員会、総務、あと交通局、ばっちり網を張り巡らして、平成19年ぐらいからやっているというからもう15年以上ぐらいになるんですかね。それで、どうですか、通報はありましたかと言ったら、ほとんどないと。簡単なハラスメントの報告等はあったけれども、公益通報という形の報告はないと。それが本当なんです。何か問題があつてつくりましょうというのは明らかに見てくれが悪いわね。だから、問題が発生する前につくって整備するほうがいいと。何でそういう通報の報告がないようなことをあえて制度化してい

るんですかと聞いたら、唐津市も佐賀市も、制度があることによって、人から見られているという緊張感が働き、問題行動をするような抑止力になると。これなんですよ。公益通報窓口は問題が起こって誰かを追及するんじゃなくて、そういう気配があったらちょっと連絡して、重大惨事、マスコミネタにならないように未然に防ぐという予防効果を期待しての制度なんです。ああ、これはいいことじゃないかと僕は思いましたし、まして、つくっていないのが大町と、あともう一つぐらいしかないのかと思うと、最低でも公益通報窓口の設置を前提にした調査と取組をすぐ始めてほしいと思います。

唐津市は副市長が窓口だから、大町の場合は副町長あたりが窓口になればいいなと僕は思ったりしていますけれども、取りあえず前向きに調査をして、公益通報窓口の意義を確保するというようなお考えはありませんか、最後の質問として。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

まず、公益通報の制度というのは厚労省の消費者庁の所管ということで、国民生活の安心や安全を脅かすことになる事業者の法令違反の発生と被害の防止を図るという観点から設けられた制度だと思っております。

先ほど総務課長からありましたけれども、従業員が300人以上の事業所については設置が義務づけられております。これは声が届きにくいとか埋もれるという理由で、大きな会社に義務づけられているようです。

現に、設置が義務づけられていない大町町役場でいえば、今、公益通報窓口に代わってコンプライアンスチェックシートの提出を職員に毎月指導をしており、加えて、異動希望調書でも個人記入欄がありますので、これまでの実績を踏まえれば、窓口を通さず個人の意見を届けることができます。わざわざ窓口に向いたり、連絡したりせずに通報する機会があるということで、我々としては、いかに法令違反の発生や被害を防止するかが大事で、この解決のために通報に対して的確にコミットしていきたいというふうに思っております。

公益通報者保護法の対象となる法律は500を超えているようで、公益のために法令違反行為を通報した労働者に対する解雇等の不利益な取扱いを禁止するものですが、この公益通報窓口の設置、未設置にかかわらず、公益通報者保護法は適用されますので、職員の不利益にはならないと思います。

先ほど言われたように、見てくれではないんですよ。抑止力、そして防止効果が重要になりますので、必要なら設置をしますし、現時点では本町独自の方法を実施しておりますので、これは相当前から、もう15年ぐらいになるのですかね——前からやっていることで、ほかの市町にはないんじゃないかと思います。そういうことで、大町町では、そちらのほうが実際に解決していくにはいいんじゃないかということで、今現在、窓口をつくる予定はないということです。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

考えがよく分かりました。最後に大町だけがないという状況になったらどうするのかね。世間の目としては、大町が秘密主義なのか、言いたいことも言えないんじゃないかと、そういうふううがった、間違った認識を持たれるのがちょっと心配だね。あと2つしか残っていないから、一番最後にならないようにと注意をさせていただいて、この質問を終わります。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

3番目の最後の質問でございます。

燃えないごみなどの不法投棄の現状と対応策について。

私はちょっと個人的な趣味もあって、よく車で町内の山道を走り回っています。そこで気がついたことなんですけれども、昨日、藤瀬議員からもいろいろ大谷口展望所辺りのお話とか、倒木があったり、竹が倒れたりとか、山林がとんでもない状況になっていると、私もそれは感じています。農林建設課の答弁で、年に1回ぐらい草刈り等をやっていますということ、1か月に1回ぐらいやらなきゃ追いつかないですよ。お金がかかるから簡単にいかないかもしれないけど、現状としてそういう状況です。しかも、それが町道になっているということで。

質問に移ります。

燃えないごみなどの不法投棄の現状と対応策について。

聖岳を望む町道聖岳線や大谷口線の草むらのあちこちにテレビなどの家電や工事現場等で発生した瓦礫などが不法投棄されている。これは走ってみるとよく分かります。山を管理し

ている町民から、瓦礫が投棄されており草刈りもできない状態だ、何とかしてくれと、そういう苦情の申入れがありました。これは聖岳線のところに山林を管理している方がいらっしゃるんですけど、その山林の下のほうに瓦礫なんかを放棄されます。上は重いから捨てられませんよね。山林の場合は、大体下側の場所に不法投棄する。それで、私が見たときには、タイルを剥がしたような瓦礫がいっぱいあって、山林管理をして草刈りしようと思っても、その瓦礫が邪魔して草刈りができないと物すごく怒っていました。それで、農林建設課あたりに行って、ごみを捨てちゃいけないよという看板をもらってきて自分で立てたり、あと、自腹で看板センターへ行って、カメラ作動中とか、そういうふうなポップを作って木のところに張りつけてあります。ダミーのカメラまでつけてやっている状態でした。

あと、最近では大谷口展望所の道路脇に車からも見える形で家電が投棄されていたと。これは藤瀬議員の指摘があったように大変な状況になっている。大谷口展望所というのは名ばかりだけで、単なるちょっとした空き地で、そこに大きな枯れ大木が捨ててあったりとか、草がぼうぼうであるとかという状況ですよ。道路脇に見えるような形でテレビが捨ててあったんですよね。すぐ連絡しましたけどね。役場の迅速な対応でその不法投棄は撤去してもらいましたけれども、そういう現実があります。

のどかで風光明媚な里山を持つ大町の景観が著しく損なわれている。これは全国的な問題だと思うが、町としては今後どのような対応をしていくのか。

質問の1番、大町は町内山林への不法投棄の現状をどのように認識しているのか、伺いたい。

2番目、これまでとこれからの不法投棄防止の具体策、対応策はどのようなものか、成果は表れていますか。

3番目、町民への広報と意識改革が必要と思われるが、何か考え方はありますか。

以上の3点について質問いたします。

○議長（諸石重信君）

町民課長。

○町民課長（宮崎貴浩君）

江口議員の御質問にお答えします。

これまでの町有地に対しての不法投棄防止の具体的対応といたしましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の罰則規定に基づき、人の出入りが少ない山林の道路脇など不法投棄

されやすい場所に、ごみの不法投棄者は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金と明記した警告看板を設置しております。ちなみに、法人の場合は3億円以下の罰金刑となっております。

私有地に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条に「土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。」と規定されており、土地所有者は日頃から不法投棄防止のため清潔に保ち、定期的に見回りをするなど、自らの責任で行うことが必要となっております。

また、町有地や私有地に関係なく、一部の区長には佐賀県廃棄物監視員として活動していただいております。必要に応じて町や警察に情報を提供いただき、廃棄物の適正処理の推進に御協力いただいております。

そのほか、平成29年3月17日には大町町関係郵便局と地域における協力に関する協定を締結し、不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合は情報提供をいただくこととしております。

このように関係機関等と共に廃棄物の適正処理の推進を図っておりますが、悪質な不法投棄が発生する事例もあり、撲滅するには至っていない現状と認識しているところです。

成果につきましては、警告看板で一定の効果はあるものと思っておりますが、一部の箇所では再び廃棄されることもありますので、全ての個人や企業が廃棄物の適正な処理を理解することが重要になります。そのため、今後は農林建設課と連携してパトロールの強化を図るとともに、警告看板を設置している箇所以外での新たな不法投棄を確認した場合には新たに警告看板を設置し、抑止力を高めていきたいと考えております。不法投棄の情報があつた場合は、警察と共に現地確認を行い、土地所有者へ連絡し、土地所有者には状況に応じて対処いただくこととなります。

また、不法投棄をなくすためには、行政だけでなく、ごみの処理について一人一人がモラルを持ち、ルールを守ることが必要ですので、広報紙、町ホームページ、町公式LINEで周知徹底に努めてまいりたいと考えております。そうすることにより、町民のみならず、町を歩き交う全ての人に清潔な生活環境の保全や美意識を高めてもらうことにより、快適な暮らしができる大町町の基盤づくりにつながるものと考えております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

ありがとうございました。これは全国的な問題なんですよ。草むらは分からないから、良心がとがめながらも投棄すると。だから、赤い鳥居が大分増えましたもんね。赤い鳥居で良心に訴えかけているんだけど、赤い鳥居の前に捨ててあったりするからね、これはやっぱり一番大事なのは町民の意識改革というのが必要だと思います。

今、町報での告知等の話がありましたけれども、部落総会が3月はいっぱいありますので、今度、各部落でこの不法投棄問題というのを部落総会のテーマにさせていただきたいですね。当然区長会、分館長会でのお願い、告知、それと地域、部落単位で不燃物処理の相談員を設けるみたいなの、そういうこともあって必要なと。これはどこに捨てたらいいか分からないよと困っている人がいたら、それは役場が対応している場所があるからとか、あるいは、幾ばくかのお金を払えば対応できるよとか、そういう相談を受けるような相談員をつくるというようなことも必要なと。

あと、社協なんかでは困り事相談があるから、私も困り事相談の相談員をやっていた時期がありますけれども、お年寄りのところで大きな荷物を移動させてくれとかとってやりましたけれども、そういう制度の周知徹底、町民の皆さんは必ずしもどう対応していいか分かっていない方がいらっしやると思いますので、社協の困り事相談なんかの策を認知させることも必要だと思います。

町としても農林建設課で、年に1回じゃちょっと追いつかないので、人間の心理で、汚くなると、ああ、ここはごみを捨てていいんだという意識が働くから、道路脇の車を止めてごみを捨てやすいような場所については殊さら注意を払って対応していただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（諸石重信君）

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午前11時56分 散会